

令和 8 年度鶴岡市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付要綱

令和 8 年 1 0 月 1 5 日鶴岡市告示第 5 4 8 号

1 目的及び交付

市長は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する施設又はサービスを行う事業所（国、独立行政法人、地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下「国等」という。）が設置するもの又は国等の事業（委託によるものを含む。）であるものを除く。以下「対象施設等」という。）における光熱費、燃料費、食材料費等の物価の高騰の影響を軽減し、安心して質の高い福祉サービスの安定的な提供を図るため、鶴岡市補助金等に関する規則（平成 17 年鶴岡市規則第 56 号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、対象施設等を市内で運営する者に対し、予算の範囲内で支援金を交付する。

2 交付対象者

支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、介護サービスを提供するものにあつては令和 8 年 9 月 1 日、障害福祉サービスを提供するものにあつては同年 8 年 4 月 1 日において、対象施設等を市内で運営し、支援金の受領後も事業を継続する者とする。ただし、支援金を交付することについて市長が不適切と認める者を除く。

3 支援金の額

支援金の額は、交付対象者が設置する対象施設等ごとに、介護サービスを提供するものにあつては別表第 1、障害福祉サービスを提供するものにあつては別表第 2 の規定により算出した額の合計額とする。ただし、介護サービス及び障害福祉サービスを同一建物内で一体的に運営している対象施設等については、別表第 1 の規定により支援金の額を算出するものとする。

4 交付の申請

支援金の交付の申請をしようとする交付対象者は、市長が別に定める日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 令和 8 年度鶴岡市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付申請書（様式第 1 号）

(2) 誓約・同意書（様式第2号）

(3) 支援金の振込先とする申請者名義の預貯金通帳の表紙及び表紙裏面（金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人（片仮名の名義を含む。）が記載されたページをいう。）の写し

5 交付の決定

市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請の内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、令和8年度鶴岡市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、その交付の決定に条件を付することができるものとする。

6 交付申請の省略

市長は、前2項の規定にかかわらず、交付対象者のうち、令和7年度鶴岡市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付要綱（令和8年鶴岡市告示第2号）に基づく交付を行った者に対し、本支援金の交付の申込みを行うものとする。この場合において、当該交付対象者は、交付の申込みを受けた際、令和8年度鶴岡市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付辞退届出書（様式第4号。以下「交付辞退届出書」という。）による交付の辞退又は令和8年度鶴岡市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付口座登録等の届出書（様式第5号。以下「口座登録届出書」という。）による登録口座の変更を市長が別に定める期限までに申し出ることができるものとし、市長は、当該期限までに交付辞退届出書又は口座登録届出書の提出がないときは速やかに交付を決定し、当該交付対象者の登録口座に支援金を振り込むものとする。

7 補助金の確定の省略

市長は、規則第21条の規定により、第4項各号に定める書類の提出（規則第4条第2項の規定により交付の申請に係る事項につき修正が加えられた場合を含む。）をもって規則第13条の規定による実績報告があったものとみなし、規則第14条の規定による補助金の額の確定を省略することができる。

8 決定の取消

市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、規則第16条の規定により支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

(2) この告示に違反する行為があったとき。

(3) 支援金の交付の目的に著しく反する行為があったとき。

9 関係書類の保管

交付対象者は、支援金の交付の申請及び受領を証する書類を、令和13年度の末日まで整理し、保管しておかなければならない。

10 書類の提出

この支援金に関して市長に提出する書類は、正本1部とし、提出先は、健康福祉部長寿介護課又は福祉課とする。

11 その他

この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年 月 日から施行する。

別表第1（第3項関係）

区分	対象施設等	一の対象施設等当たりの支援金の額
区分1	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 認知症対応型共同生活介護事業所 養護老人ホーム 軽費老人ホーム	令和8年9月1日における定員（併設する短期入所生活介護事業所又は短期入所療養介護事業所の定員を含む。以下同じ。）に1万9,000円を乗じて得た額。ただし、定員が29人以下であるものについては、57万円とする。
区分2	通所介護事業所 地域密着型通所介護事業所	17万5,000円

	通所リハビリテーション事業所 認知症対応型通所介護事業所（共用型を除く。） 短期入所生活介護事業所（単独型に限る。） 短期入所療養介護事業所（単独型に限る。） 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所	
区分 3	福祉用具貸与事業所 特定福祉用具販売事業所（福祉用具貸与事業所と一体的に運営されているものを除く。）	7万円
区分 4	有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅	16万円
区分 5	訪問介護事業所 訪問入浴介護事業所 訪問看護事業所 訪問リハビリテーション事業所 夜間対応型訪問介護事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 居宅介護支援事業所	14万5,000円

備考

- 1 同一建物内にユニット型及びユニット型以外の介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設が併設されている場合は、各々の定員を合算した上で1施設とみなす。
- 2 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅と同一建物に併設している区分2、区分4及び区分5の事業所は、対象外とする。
- 3 医療みなし指定事業所（健康保険法（大正11年法律第70号）の指定保険医療機関が介護保険法第71条の指定を受けたとみなされた訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所及び通所リハビリテーション事業所をいう。）は、対象外とする。

別表第2（第3項関係）

区分	対象施設等	一の対象施設等当たりの
----	-------	-------------

		支援金の額
区分 1	障害者支援施設 療養型介護事業所 宿泊型自立訓練事業所 共同生活援助事業所（介護サービス包括型） 共同生活援助事業所（日中サービス支援型） 共同生活援助事業所（外部サービス利用型）	令和 8 年 4 月 1 日における定員（併設する短期入所の定員を含む。以下同じ。）に1万9,000円を乗じて得た額。ただし、定員が29人以下であるものについては、57万円とする。
区分 2	生活介護事業所 短期入所事業所（単独型事業所に限る。） 自立訓練事業所（機能訓練） 自立訓練事業所（生活訓練） 就労移行支援事業所 就労継続支援 A 型事業所 就労継続支援 B 型事業所 児童発達支援事業所 医療型児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	17万5,000円
区分 3	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 地域移行支援事業所 地域定着支援事業所 計画相談支援事業所 居宅訪問型児童発達支援事業所	7万円

	保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所	
--	---------------------------	--